

## 神石高原町住宅耐震化促進支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町内の住宅の耐震化の促進を図り、地震による倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護し、良好な生活環境の形成と災害に強い町づくりを推進するため、住宅の耐震化を行う者に対し、神石高原町住宅耐震化促進支援事業補助金を交付することについて、神石高原町補助金等交付規則（令和3年神石高原町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象住宅 次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。
  - ア 町内に存する木造在来軸組構法又は伝統的構法の住宅であること。
  - イ 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。）であること。
  - ウ 地階を除く階数が2以下であること。
  - エ 現に居住の用に供する住宅であること。
  - オ 販売を目的とするものでないこと。
- (2) 所有者 登記簿に記録されている所有者又は当該所有者の法定相続人の代表者。ただし、補助対象住宅が未登記である場合は、固定資産課税台帳に記録されている所有者又は当該所有者の法定相続人の代表者
- (3) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。
- (4) 木造住宅耐震診断資格者 神石高原町木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成29年神石高原町告示第30号）第2条第2号に規定するものをいう。
- (5) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づいて、建築士が補助対象住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (6) 簡易耐震診断 国土交通省住宅局監修、一般財団法人日本建築防災協会編集のリーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」の耐震診断問診表に基づいて、補助対象住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (7) 耐震改修計画判定書 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成

26年広島県規則第48号)第4条第1項第1号に規定する耐震改修計画判定書をいう。

(8) 耐震改修計画 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の補助対象住宅を、0.3以上向上し、かつ、1.0以上にするために必要な補強計画で、木造住宅耐震診断資格者が作成するものをいい、次のいずれかに該当するものをいう。

ア その計画の作成に当たって一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得した木造住宅の耐震診断プログラムを利用して行うもの

イ 耐震改修計画判定書の交付を受けた補強計画に基づき行うもの

(9) 耐震改修設計 耐震改修計画を作成し、補強計画図や見積書等の耐震改修工事に必要な図書を作成することをいう。

(10) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に相当するものをいう。

(11) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づいて行う工事で、木造住宅耐震診断資格者が工事監理することをいう。

(12) 除却工事 耐震診断の結果の上部構造評点が1.0未満又は簡易耐震診断による評点の合計が7以下の補助対象住宅を取り壊すことをいう。

(13) 現地建替え工事 除却工事後、同一の敷地に、新たに住宅を建築することをいう。

(14) 非現地建替え工事 除却工事後、別の敷地に、新たに住宅を建築することをいう。

(15) 居住誘導区域 居住者の居住を誘導すべき区域として指定した区域をいい、町内全域を対象とする。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 補助対象住宅の所有者又は居住者

(2) 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)完了後も町内に居住する者。ただし、次条に規定する補助対象工事のうち、除却工事を行う者を除く。

(3) 神石高原町町税の滞納者に対する行政サービス等の制限措置に関する条例(平成22年神石高原町条例第34号)第2条に規定する行政サービス等の制限措置を受けない者

2 前項第1号の居住者は、補助対象住宅の所有者の同意を得た者をいう。

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が補助対象住宅について行う耐震改修工事、現地建替え工事、非現地建替え工事及び除却工事(以下「補助対象工事」という。)とする。

2 補助対象者が、除却工事の後、次に居住する住宅は、地震に対して安全な構造であることとする。

3 補助対象者は、除却工事を行う際、補助対象住宅が建つ敷地の道路に面するブロック塀に、倒壊の危険性が認められる場合、その状況を改善することとする。

4 現地建替え工事及び非現地建替え工事について新たに建築する住宅は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内におけるものでないこと。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費(消費税及び地方消費税を含む。以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)及び区域要件は、別表第1のとおりとし、予算の範囲内において町長が定める額とする。

2 補助金の交付は、同一補助対象住宅について1回限りとする。

3 「住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて」(平成17年9月1日付け国住総発第37号住宅局長通知)に基づき、補助金の額に、課税仕入れに係る消費税額(地方消費税額を含む。)として控除できる部分の金額が含まれる場合は、補助金の額から当該控除額を除くものとする。

(交付申請書)

第6条 規則第5条第1項に規定する補助金等交付申請書は、神石高原町住宅耐震化促進支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)によるものとし、別表第2に掲げる書類を添付して、補助対象事業の着手前に町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(交付決定通知書)

第7条 規則第8条第1項に規定する補助金等交付決定通知書は、神石高原町住宅耐震化促進支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第9号)によるものとする。

2 規則第8条第2項に規定する補助金等不交付決定通知書は、神石高原町住宅耐震化促進支援事業補助金不交付決定通知書(別記様式第10号)によるものとする。

3 第1項の規定による補助金の交付の決定通知を受けた者(以下「補助事業者」

という。)は、当該交付決定の日以後に補助対象事業に着手するものとする。

(変更等の申請)

第8条 規則第13条第1項に規定する補助事業等計画変更承認申請書は、神石高原町住宅耐震化促進支援事業変更承認申請書(別記様式第11号)によるものとし、変更の内容が確認できる書類を添付して、速やかに町長に提出しなければならない。

2 規則第13条第2項に規定する補助事業等計画変更承認通知は、神石高原町住宅耐震化促進支援事業変更承認通知書(別記様式第12号)によるものとする。

3 前条第1項の規定による補助金の交付の決定後に、補助対象事業を取り止めるときは、速やかに神石高原町住宅耐震化促進支援事業取止届出書(別記様式第13号)により、町長に届け出なければならない。

(実績報告書)

第9条 規則第17条第1項に規定する補助事業等実績報告書は、神石高原町住宅耐震化促進支援事業実績報告書(別記様式第14号)によるものとし、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 着手前、工事中及び完了時の状況のわかる写真

(2) 契約書及び領収書の写し

(3) 検査済証の写し(補助対象事業が現地建替え工事又は非現地建替え工事の場合)

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告書は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(確定通知書)

第10条 規則第19条に規定する補助金等交付額確定通知書は、神石高原町住宅耐震化促進支援事業補助金額確定通知書(別記様式第15号)によるものとする。

(交付請求書)

第11条 規則第20条に規定する補助金等(概算払・前金払)交付請求書は、神石高原町住宅耐震化促進支援事業補助金交付請求書(別記様式第16号)によるものとする。

(交付決定取消通知書)

第12条 規則第23条第4項に規定する補助金等交付決定取消通知は、神石高原町住宅耐震化促進支援事業補助金交付決定(一部・全部)取消通知書(別記様式第17号)によるものとする。

(返還命令書)

第13条 規則第24条第3項に規定する補助金等返還命令書は、神石高原町住宅耐震化促進支援事業補助金返還命令書（別記様式第18号）によるものとする。

（帳簿等の保存）

第14条 規則第27条に規定する帳簿等は、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

（指導及び助言）

第15条 町長は、補助事業者及び木造住宅耐震診断資格者に対して、住宅の耐震性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（その他）

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限りでその効力を失う。ただし、第14条の規定は同日後においてもなおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業	耐震改修工事	現地建替え工事	非現地建替え工事	除却工事
補助対象経費	補助対象住宅の耐震改修工事に要する工事費（耐震改修設計・工事監理費を含む）	補助対象住宅の現地建替え工事に要する工事費（設計・工事監理費を含む）	補助対象住宅の除却工事に要する工事費	
補助金額	補助対象経費のうち耐震改修設計・工事監理費を除く額の80%かつ、1戸あたり1,000千円を限度とする。		補助対象経費の23%かつ、1戸あたり838千円を限度とする。	
区域要件	居住誘導区域内に建つ住宅であること。		別の敷地が、居住誘導区域内に建つ住宅であること。	—

※現地建替え工事とは、除却工事後、同一の敷地に、新たに住宅を建築することをいう。

※非現地建替え工事とは、除却工事後、別の敷地に、新たに住宅を建築することをいう。

別表第2（第5条関係）

提出書類	耐震改修 工事	現地建替 え工事	非現地建 替え工事	除却工事
所有者及び建築時期が確認できる書類	○	○	○	○
工事見積書又はその写し	○	○	○	○
町税完納証明書又は町税納付状況調査同意書（別記様式第2号）	○	○	○	○
居住していることが確認できる書類（申請者が居住者の場合）	○	○	○	○
現況の写真	○	○	○	○
工事計画書（付近見取図及び配置図を含む。）	○	○	○	○
耐震診断結果報告書の写し（現地建替え工事，非現地建替え工事及び除却工事の場合，簡易耐震診断結果の写しとすることができる。）	○	○	○	○
耐震改修計画書（別記様式第3号）	○			
新たに建築する住宅の設計図書（建築確認申請書）		○	○	
省エネ基準への適合性に関する説明書（別記様式第4号）		○	○	
誓約書（別記様式第5号）	○	○	○	○
神石高原町住宅耐震化促進支援制度の利用者アンケート（別記様式第6号）	○	○	○	○
所有者同意書（別記様式第7号）	○	○	○	○
神石高原町住宅耐震化促進支援事業に係る消費税仕入税額控除確認書（別記様式第8号）	○	○	○	○
相続人代表確約書	○	○	○	○